

こども青少年・教育委員会資料
平成 24 年 12 月 17 日
教 育 委 員 会 事 務 局

市立学校における通知表の誤記載防止対策について

1 11月5日常任委員会以降の経過について

・ 11月 6日

～16日 4方面学校教育事務所ごとに臨時校長会議を開催し、これまでの経過や今後の方針について報告。

- ・ 11月 13日 教育委員会において、これまでの経過や今後の方針について報告。
- ・ 11月 19日 教育委員による意見交換。
- ・ 11月 26日 教育委員に対し、今後の対応について説明。
- ・ 12月 7日 今後、通知表の誤記載防止のための児童生徒・保護者による事前確認を行わないことを各学校へ通知。

2 今後の方針及び対応

(1) 誤記載防止対策のための児童生徒・保護者による通知表の事前確認については、実施しない。

なお、面談などの際に、学校と保護者が共に子どもを育むという観点から、学習評価等について情報交換することは今後も継続する。

(2) 通知表の誤記載防止対策に課題がある学校については、個別に指導助言を行う。